

長野県医療費適正化計画策定懇談会開催要綱

(目的)

第1 次期「長野県医療費適正化計画」(以下「計画」という。)をはじめとする医療費適正化に向けた課題の把握や効果的な方策等について県が検討する上で有識者等の意見を聴くため、長野県医療費適正化計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(協議事項)

第2 懇談会は、次の事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 県、市町村、医療保険者等が行う医療費適正化に向けた取組の把握と課題整理
- (2) 医療費適正化に向けた関係者間の連携と効果的な方策の検討
- (3) その他医療費の適正化に関し必要な事項

(構成)

第3 懇談会の構成員は、別紙の団体で構成し、各団体から推薦のあった者を充てる。

(座長)

第4 懇談会に座長を置き、構成員が互選する。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるときは、構成員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、健康福祉政策課長が招集する。

- 2 健康福祉政策課長は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(開催期間)

第6 懇談会は令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

(別紙)

長野県医療費適正化計画策定懇談会 構成団体一覧

学識経験者	長野県立大学
医療関係団体	長野県医師会
	長野県病院協議会
	長野県歯科医師会
	長野県薬剤師会
	長野県看護協会
保険者団体	長野県後期高齢者医療広域連合
	全国健康保険協会長野支部
	健康保険組合連合会長野連合会
	長野県国民健康保険団体連合会
市町村	佐久市